



島田市消費生活センター

市民安心課 市民相談係 ☎ 36-7153

## 必見!! 利殖商法の手口

市内で発生した手口を学びましょう

今回は、島田警察署生活安全課の協力を得て、実際に市内で詐欺被害を未然に防いだケースを紹介しましょう。典型的な利殖商法の手口ですが、送金に現金書留を使用したり、消費生活センターの名を騙って信用させたりするなど、新たな展開が見られるようです。

### 市内で発生した事例

#### 【突然掛かってくる電話】

ある日突然、Aさん宅にY社から「X社のパンフレットが送付されていないか」と電話があった。Aさんは「心当たりが無い」と返答した。その後、Aさん宛てにX社から株式投資に関するパンフレットが届き、週に1回ほどのペースで、Y社から電話が来ていた。

そんなある日、Aさん宅へ消費生活安全センター（以下、安全センター）の職員を名乗る男から電話が入った。

#### ポイント①

消費生活センターでは、電話による問い合わせは行っていません。

#### 【安全センターからの電話】

安全センターからは「最近振り込め詐欺などが多いので被害防止のために電話をしています。困ったことはありませんか」と言われた。Aさんは「特に無い」と電話を切ったが、X社とY社のことが気になり、安全

センターへ電話を掛けた。Y社からのしつこい電話について相談したところ「X社とY社は信用できる。優良な会社である」との回答があった。ポイント②

行政機関では、特定の会社について「信用できる」「良い会社である」と回答することはありません。

#### 【郵便局員による未然防止】

2～3日後、再びY社より電話が入った。Aさんは安全センターより優良な会社であると聞いていたため、すぐに電話を切らずに話を聞いた。Y社からは「X社のパンフレットを捨てずに高く譲って欲しい。X社はこれから上場する会社で、パンフレットがないと株が購入できない。高く買いたい人がいる。あなたも買いませんか」と言われた。

一度電話を切ったが、AさんはY社へ電話を掛け、購入の意思を伝えた。すぐにいくら用意できるのかを聞かれ、500万円を用意できると伝えた。

その後、X社から「証券を送る。礼金を振り込むので、パンフレットに同封されている申込書に口座番号を記入して送って欲しい」と言われ、Aさんは指示されたとおり、申込書に口座番号などを記入してX社へ送った。

X社より再び電話があり「お金が届いたら、その翌日に礼金として500万円の28倍から1割を引いた

額を、現金でY社の人が自宅へ届ける。X社には口座が無いいため、現金書留で送って欲しい」と言われた。現金書留は1通50万円までしか送れないため、郵便局から出資金500万円を現金書留10通に分けて送付しようとしたところ、不審に思った郵便局員に止められ、Aさんは被害を免れた。



※自分は騙されたいと思っていないも、言葉巧みに勧誘を受けたため、つい信用してしまい、気づいた時には大金を失うことになってしまふのが、利殖勧誘詐欺の恐ろしさです。支払ったお金はまず戻ってきません。覚えのない封書や電話がきたときには、安易に信用せず、まずは気軽に消費生活センターへ相談してください。

### 生活用品活用バンク

とき／毎週火曜日・木曜日午前

9時～午後4時（祝日・プラザおおるり休館日を除く）

ところ／市民相談係（プラザおおるり1階）

登録方法／電話または直接、市民相談係まで

#### ①譲ります

▽ソファアベッド・座イス・タンス・食卓テーブルセット・コンポ・空気清浄機・電気ポット・ベビー用品・制服・チャイルドシート・ジュニアシート・電子オルガン・柔道着・大正琴・ピノゴゲーム機・天体望遠鏡セット・じゅうたん・一輪車

#### ②譲ってください

▽ソファア・食卓イス・介護用ベッド・桐タンス・ラジカセ・パソコン・テレビ・電動大工道具・ランドセル・絵の具セット・制服・習字セット・鍵盤ハーモニカ・琴・ミシン・自転車・杖

#### 注意点

- 譲りたい物は、自宅で保管
- 譲って欲しい人が運搬
- 譲りたい物には、値付け可（上限5000円）

※右記以外の登録品など、詳しくは、お問い合わせください。

☎ 市民安心課 市民相談係

☎ 36・7153